

都市部団地の高齢者等に対する新たな権利擁護ニーズと方策に関する研究**ー司法専門職の相談初期段階からのチーム参画の取り組みからー**

○ 横浜市ひかりが丘地域ケアプラザ 西村 明史 (8716)

河原智江 (共立女子大学・7266)、宮川導子 (行政書士法人横浜行政手続事務所・9317)

有本信安 (株式会社 SHIP ケアシップ・9316)

キーワード：都市部団地、権利擁護制度、司法専門職

1. 研究目的

我が国の高齢化率は、27.4%（2017年1月1日現在）であり、首都圏の高齢化の進展の中でも、大規模団地等の超高齢化に伴う課題に関心が集まっている。このような地域においては、身寄りのない孤立化した高齢者、認知症や精神障がい等に伴う生活困難者の増加も目立ってきている現状がある。しかも、これらの対象者は顕在化したニーズのみならず、潜在化する複雑なニーズを持つ可能性が高いため、スムーズで効果的な支援が難しいことも多い。また、最近では、権利擁護に関するニーズも高く、既存の成年後見制度等では、対象者の権利を擁護するのが困難となる例が少なくない。

そこで、本研究では、都市部団地の高齢者・精神障がい者等の権利擁護に対する新たなニーズを明らかにし、そのニーズを充足するための新たな方策を検討することを目的とした。

2. 研究の視点および方法

研究の視点は、首都圏の団地（高齢化率50%）を担当するA地域包括支援センター管内で相談支援を行った対象者の事例をもとに新たな権利擁護のニーズを明らかにし、明らかになったニーズを踏まえた一部試行調査を実施し、実践的な事業の展開の可能性を検討したことである。

研究方法は、2Stepにより、Step I：事例検討、Step II：一部試行調査として実施した。Step Iでは、A地域包括支援センターにおいて、2016年度で権利擁護の支援が必要であるが、既存の権利擁護制度で支援が難しかった5事例を対象とし、事例検討（支援経過、権利擁護制度では支援しにくい原因等）を行った。分析は、事例検討の結果を踏まえ、既存の権利擁護制度では支援しにくい原因から事例に共通するニーズを抽出し、そのニーズ充足のための方策を検討した。Step IIでは、Step Iにて検討した方策に該当する対象者に対し、一部試行調査を実施し、その方策の実行可能性を検証した。研究期間は、2016年5月～2017年3月であった。

3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたっては、報告者らの所属機関の個人情報の取り扱いにかかる規程を遵守するとともに、報告者らの所属長の承認を得て実施した。

4. 研究結果

1) Step I : 事例検討の結果

(1) 既存の権利擁護制度では支援しにくい原因

事例対象者は、理解力の程度及び金銭管理に関わる課題があることにより、サービス利用のための契約を結ぶことが出来にくく、後見制度の手続きを進めることも難しいという状況があった。また、事例対象者に親族がいても、高齢であったり、遠方に居住していたり、甥や姪という立場のため、親族に後見申し立てを行ってもらうには、成年後見制度の理解を含め、身体的、精神的、経済的負担が大きいという状況があった。

(2) 事例対象者に共通するニーズの抽出

事例対象者の置かれている心身の状況から、速やかに、金銭管理を適切に行うこととともに、介護サービス等の利用を進めることが必要であった。しかし、事例対象者は、「判断力・理解力」に課題があるため、適切な解決方法を選択したり、対応（応急的な対応を含む）することができない状態になっていた。合わせて、事例対象者について、A 地域包括支援センターが把握した（照会された）ときには、「日常生活自立支援事業」による支援の範疇を越え、成年後見制度の利用に可能な限り早急に結びつけるニーズがある場合が多かった。

(3) ニーズ充足のための方策

事例対象者は、支援開始の段階で、関わる専門職のあらゆる立場から事例対象者の「判断力・理解力」を査定することが必要であった。とりわけ、生活そのものを営むための「判断力・理解力」や権利擁護（金銭管理、契約等）に関する「判断力・理解力」の査定は、司法専門職が行うことが適していると考えられた。そのため、事例対象者には速やかに必要な支援に結びつけられることが必須であることから、司法専門職が支援開始の段階から支援チームに参画するしくみを創設した。

2) Step II : 一部試行調査の結果

Step I (3) による方策に該当する 3 事例について、一部試行調査を実施した。結果、司法専門職の立場から、当該事例の「判断力・理解力」を査定することにより、成年後見制度等の権利擁護に関する司法的な手続きの遂行・対応やその緊急度の検討を行うことが可能となった。

5. 考察

司法専門職が、支援開始の段階から支援チームに参画することにより、司法手続きをよりスムーズに進めていくことが可能となり、対象者の権利擁護ニーズに対して、早期支援と早期解決を可能にすると考えられた。

(本研究は、2016年度日本社会福祉弘済会社会福祉助成事業（研究事業（C）実践研究）の助成を受けて、実施した。)